

第17回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成27年11月20日 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第4号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
 - 日程第 8 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 9 議案第6号 農地のあっせんについて
 - 日程第 10 議案第7号 平成28年度滝沢市農業施策に対する要望書(案)の決定について
 - 日程第 11 報告第1号 第7回農政小委員会の報告について
 - 日程第 12 報告第2号 第5回農地小委員会の報告について
 - 日程第 13 報告第3号 農地転用届出の確認事務報告について
 - 日程第 14 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第 15 報告第5号 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
 - 日程第 16 報告第6号 農地あっせん申出の取下げ願いの報告について
 - 日程第 17 報告第7号 農地法の買受適格証明願の確認事務報告について
- 4 出席委員
 - 1番委員 大森 泰英
 - 2番委員 金崎 修一
 - 3番委員 鈴木 文雄
 - 4番委員 工藤 肇
 - 5番委員 井坂 義信
 - 7番委員 齊藤 文一郎
 - 9番委員 鈴木 学
 - 10番委員 西村 秋良
 - 11番委員 小山田 栄一
 - 12番委員 小森 アツ子
 - 13番委員 中村 奈々子
 - 14番委員 齊藤 新一
 - 15番委員 三上 榮
 - 16番委員 齊藤 實
- 5 欠席委員
 - 6番委員 菊地 和夫
 - 8番委員 新田 義修

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	局長	長嶺正治
〃	総括主査	武田裕雅
〃	主査	海老澤愛

7 開会時刻 平成27年10月21日 午前10時

議長

只今の出席委員は14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

これより、第17回滝沢市農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。議事録署名人につきましては、4番工藤肇委員及び5番井坂義信委員を指名します。

書記には、事務局の武田総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮り致します。本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

長嶺事務局長 (第16回総会開催後の業務を報告する)

議長

議事に入ります。日程第4議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。本案件につきましては、審議の都合により、最初に整理番号3を審議し、次に整理番号1と2を審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議が無いようですので、最初に整理番号3を審議し、次に整理番号1と2を審議することに決定しました。

本案件の整理番号3につきましては、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事参与の制限があります。よって、7番齊藤文一郎委員の退席を求めます。

(7番齊藤文一郎委員退席)

事務局より説明させます。

武田総括主査 議案第1号 整理番号3について説明します。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

母から息子への同一世帯内の生前贈与となります。理由としては、母が高齢となり相続時に問題が起きないように計画したと聞いております。以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査については、5番井坂義信委員、13番中村奈々子委員、が行っておりますので、本案件の現地調査報告は5番井坂義信委員にお願いいたします。

5番井坂委員 それでは、私のほうから整理番号3番について、11月16日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

今回の申請は、同一世帯内で、親から子への生前贈与と聞いております。現地状況につきまして報告しますと、広く農地として耕作されておりました。

全部効率利用の関係については、事務局からの説明及び別添農地法第3条調査書にもございますとおり、譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されており保有している機械の能力等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第1号 整理番号3番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号、整理番号3について原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号整理番号3は許可することに決定いたしました。7番齊藤文一郎委員の入場を許可します。

(7番齊藤文一郎委員着席)

次に整理番号1と2を審議します。事務局より説明させます。

武田総括主査 議案第1号、整理番号1、2について御説明します。

(以降議案書朗読説明)

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 本案件の現地調査報告は5番井坂義信委員にお願いします。

5番井坂委員 それでは、私のほうから整理番号1番から2番について、11月16日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1、2につきましては、自分の農地と思い耕作していましたが、第3者の農地が有ることが分り、関係者で話し合いを持ち今回の申請に至ったと聞いております。いずれの現地につきましても、農地として活用されておりました。

全部効率利用の関係については、別添農地法第3条調査書にもございますとおり、今回申請の譲受人の方々は、営農活動に励んでおり、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

また、譲受人の方々は権利取得後には、引き続き水稻栽培を計画していると聞いておりますので、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号、整理番号1と2について原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号整理番号1と2は許可することに決定いたしました。

日程第5議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法第4条の規定による許可に対する意見の決定について説明いたします。案件は1件です。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号1、本件農地は都市計画区域内で、農業振興地域内ですが農用地区域外の農地です。

現地の付近の状況は、10ヘクタール以上の一団の農地であり、該当する農地は、一帯を農地に囲まれた場所にありました。農地区分としては、1種農地と判断されますが、農業用施設の建設であり転用目的については問題な

いものと考えます。ただし、添付書類として農地法施行規則第 22 条第 4 項に定める融資証明書又は残高証明書については、個人情報でありその取扱いが明確でないため提出出来ないとして提出がなされておりません。農業委員会から申請者に対する申請書類一覧の提示及び説明は、情報提供の一環であり、添付するか否かの判断は、申請者の裁量となりますので、農業委員会としては転用目的と付近の農地への被害防除について審議するものと解しておりますので、問題ないものと考えます。

議長 本案件の現地調査は 5 番井坂義信委員にお願いします。

5 番井坂委員 議案第 2 号整理番号 1 について現地調査報告します。

位置的には、滝沢小学校より北東へ約 2.1 キロメートルのところにあります。

周囲の状況は、大半が農地ですが、宅地が混在しておりました。申請の理由は、申請人は盛岡市内で酪農を営んでいましたが、道路整備に伴う宅地化により営農するのが困難になり、滝沢市内に拠点を移すこととし、この場所に農業機械等を保管するために計画したと聞いております。小屋に入りきらない農機具のアタッチメント等を外に置いて補完するため、この面積が必要と聞いております。

取水は市上水道、排水は合併処理浄化槽を利用するとのことでした。

調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第 6 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可に対する意見の決定について説明いたします。案件は 2 件です。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号 1、2 とも本件農地は都市計画区域内の農振農用地となっております。

ます。

現地の付近の状況は、10ヘクタール以上の一団の農地であり、農地区分としては、1種農地と判断されますが、転用目的が一時転用ですので、農地区分と転用目的については問題が無いものと考えます。

転用に当たっては、鉄板を敷設し、工事完了後は事業者において全て撤去し、農地に復元するとのことです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査は5番井坂義信委員にお願いします。

5番井坂委員 議案第3号について現地調査報告をいたします。

整理番号1及び2についてですが、位置的には、滝沢小学校の南東約400メートルのところにあります。

周囲の状況は住宅が点在している農地となっております。

今回の申請理由は、市役所発注の河川改修工事に伴い大型車両を通行させるために道路として使用するための一時転用です。事業完了後は撤去して農地に復元する計画とのことです。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響が少なく、問題はないものと見受けられました。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第7議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 議案第4号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について説明いたします。案件は2件です。

(以降議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号1についてですが、本件の場所は都市計画区域内の農業振興地域内ですが農用地区域外となっております。現地の付近の状況は、10ヘクタール以上の一団の農地であり、農地区分としては1種農地と判断されますが、当初の予定どおり一般住宅の建築で事業計画者が変わるだけであり

問題はないものと考えております。

続いて整理番号2について説明します。本件の場所は都市計画区域外の農業振興地域内ですが農用地区域外となっております。

対象となる土地は小岩井駅から300m以内にありますので、農地区分としては3種農地と判断されます。事業計画者と事業計画が変更になりますが、支障はないものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は13番中村奈々子委員にお願いします。

中村委員 議案第4号について現地調査報告をいたします。
整理番号1についてですが、昭和53年12月に個人住宅を建築するとして、許可を受けたものですが、資金計画の関係で現在に至っていると聞いております。また、整理番号2については、昭和48年6月に会社の社員寮を建築するとして許可を受けましたが、会社の規模縮小に伴い建築できずに現在に至っていると聞いております。位置的には、整理番号1は滝沢小学校から東へ約450メートルのところにありますし、整理番号2は小岩井駅から南へ約250メートルのところにあります。

申請地周辺の状況は住宅地に近接した場所にあり非農地となっております。

調査の結果、周辺の地域への農業等に及ぼす影響は、問題が無いものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第5号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。
日程第8議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主査 今回の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、利用権貸借の案件が3件です。

それでは、整理番号1番から3番について説明させていただきます。資料は23ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上の内容は、議案書25ページからの調査書に記載されているとおり

経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は13番中村奈々子委員にお願いします。

中村委員 それでは、私の方から整理番号1番から3番について、11月16日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

現地は、全体として広く農地として活用されておりました。

全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回申請の譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

これらのことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第5号 整理番号1番から3番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

日程第9議案第6号、農地のあっせんについてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤主査 農地のあっせんについては、農地の売り渡しまたは貸し付けが1件でございます。議案書は29ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上について、補足説明いたします。

申出者は、平成10年に相続で農地を取得し営農しておりましたが、数年前に病気にかかり体調を壊したため、農地を維持するのが難しくなったため今回申し出をすることとしたとのことでした。

現地は、あすみの団地の南側で、団地造成の際に水田に引くための水路が止められたために、ポンプアップして水を引いていましたが、前述のとおり営農するのが難しくなったことから、土地改良区には水代の清算の手続きを行い畑として使用しているということです。

当該地区は、国土調査が実施されていない地区となるため、境界が確定していないため、図面は5筆まとめて表示しております。売買するには、国土調査を待っていただくか、あるいは測量を実施するか、いずれにせよ境界の確定が必要な場所となります。

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩します。

(10時40分休憩)

(10時45分開始)

議長 休憩以前に引き続き会議を再開します。これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第6号農地のあっせんについて、あっせんすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。よって、議案第6号はあっせんすることに決定しました。引き続きあっせん委員を決定いたしますが、11番小山田栄一委員と12番小森アツ子委員をあっせん委員とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。よって、ただいまの2名の方をあっせん委員とすることに決定しました。

日程第10議案第7号、平成28年度滝沢市農業施策に対する要望書(案)の決定についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告第1号第7回農政小委員会の報告と併せて、11番小山田農政小委員長より説明させます。

小山田委員 (議案書朗読説明)

議長 これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第7号、平成28年度滝沢市農業施策に対する要望書(案)の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

日程第11報告第1号、第7回農政小委員会の報告については、議案第7号で報告しましたので省略します。日程第12報告第2号、第5回農地小委員会の報告について、12番小森農地小委員長より報告していただきます。

小森委員

それでは、私のほうから第5回農地小委員会の協議内容について報告します。

出席者は農地小委員会委員6名と事務局職員2名で会議及び現地調査を実施しました。

会議では、昨年に引き続き下限面積に照らし合わせながら意見集約を行いました。その際、事務局より農業経営基盤強化促進法による利用権の設定については、下限面積要件がないことについて情報提供がありましたが、下限面積要件がなくても、経営内容がしっかりしたものかどうかを確認する仕組みが必要ではないか、との意見も出されました。

次に、新規就農者の就農状況現地調査としまして、平成24年の4月以降に新規就農した5名の方々と、引き続き継続調査が必要とされた1名について、現地で就農者本人から状況について説明をいただきながら、耕作状況の確認をしております。

議案書のとおり6名のうちの4名の方々については、営農計画書に基づく作付が行われておりました。

整理番号1については、通作距離の関係から外山の農地は合意解約し、現在は狼久保の農地で作付けを行っておりました。就農後4年を経過し、営農計画書に基づく営農を確認することができましたので、今年度で調査を完了することといたしました。

整理番号2につきましては、就農後3年を経過し、営農計画書に基づく営農を確認することができましたので、今年度で調査を完了することといたしました。

整理番号3につきましては、前の農地借受者が作付していたブドウがいまだに放置されており、計画書にあるアスパラ等の作付けは行われておりませんでした。来年中にはブドウ棚を撤去し、作付けできるようにしたいとのことでしたが、農地の状態が悪化しつつあることから、適正に管理するよう指導いたしました。

整理番号5についてですが、箸木平の農地の内1筆は、作付けがされておらず適正に管理するよう指導いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

日程第13報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用届出の確認事務報告について報告します。農地法第4条の規定によるものが6件、農地法第5条の規定によるものが4件、合計10件となります。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 日程第14報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地法第18条第6項の規程による届出について報告します。案件は1件です。

(以降議案書朗読)

本案件は、賃貸人が中間管理事業を活用することを中止したための合意解約となります。賃貸人は、今後、中間管理事業によらない貸借を検討しているということです。

以上で報告を終わります。

議長 日程第15報告第5号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について報告します。案件は2件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第16報告第6号、農地のあっせん申出の取り下げ願いの報告について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地あっせん申出の取り下げ願について、案件は1件でございます。議案書は50ページをご覧ください。

(以降議案書朗読)

以上について、補足説明いたします。

平成26年1月に売り渡し希望で申し出されておりましたが、親族で協議した結果、取り下げすることとなったということです。

以上で説明を終わります。

議長 日程第17報告第7号、農地法の買受適格証明願の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地法の買受適格証明願の確認事務報告について報告します。案件は1件です。これは、第16回の総会において、市街化区域内の農地であり、以降証明願が提出された場合は事務局長専決により証明書を発行することで了解を得ていた案件となります。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。なお、この競売は近親者が負債を入金したとして、競売が取下げとなっております。以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。これをもって第17回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成27年11月20日 午前11時10分

議長

会議録署名人 4 番委員

会議録署名人 5 番委員

これは原本である。

平成27年11月20日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 實